

和歌山県監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月5日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
西牟婁振興局	令和5年11月30日
紀南県税事務所	〃
和歌山県紀南児童相談所	〃
和歌山県立田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会紀南教育事務所	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 西牟婁振興局地域振興部

郵便切手類使用簿について、購入された枚数が記載されず、誤った枚数となっているにもかかわらず検印していたので、適正に処理されたい。

イ 西牟婁振興局農林水産振興部

県有林管理委託業務の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 西牟婁振興局建設部

(ア) 廃川廃道敷地については、令和4年度末で5件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃

道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(イ) 農林水産業使用料（漁港占用料）において、延滞金を徴収していない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 使用料及び賃借料の支出負担行為票の取消しについて、決裁がなされていないので、適正に処理されたい。

エ 紀南県税事務所

県税の収納において、納付書兼領収証書を再発行した際に、誤った納付書兼領収証書を交付し返金している事例があったので、適正に処理されたい。

オ 紀南児童相談所

ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 白浜警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。